

市民総合賠償補償保険

全国市長会市民総合賠償補償保険は、行政全般にわたる保険制度です。
市民総合賠償補償保険は次の2種類の保険により構成されています。

1 賠償責任保険の概要

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵（欠陥）

市の業務遂行上の過失

市の福祉施設^(※)、保養施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育において提供される飲食物



住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

(※) 医療施設を除き介護保険事業施設を含みます。以下同様とします。

(1) 対象となる施設

対象となる施設の主な例		(参考) 対象とならない施設
庁舎	本庁舎、支所、出張所、消防署、庁舎内駐車場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●医療施設 ●住宅施設（ただし、居住することを目的に建築された建物部分にかぎります。） ●学校施設、保育所（全国市長会 学校災害賠償補償保険の対象になります。） ●道路（全国市有物件災害共済会の団体契約があります。） ●上・下水道（日本水道協会および日本下水道協会の団体契約があります。）
福祉施設	児童館、介護保険事業施設、老人ホーム、保護施設、授産施設 等	
保養施設	国民宿舎・保養施設 等	
文化施設	市民会館、公会堂、公民館、図書館、博物館 等	
スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場 等	
公園	都市公園、児童公園 等	
産業施設	港湾・漁港、農林水産物加工施設 等	
生活環境施設	廃棄物処理施設 等	
その他の施設	堤防やフェンス等の工作物 等	

(2) 対象となる業務

対象となる業務の主な例		(参考) 対象とならない業務
保守管理業務	施設の清掃、保守、点検等の業務、その他施設運営上必要な業務 等	<ul style="list-style-type: none"> ●許可・認可・命令その他の行政処分 ●工事発注・施工等の業務 ●医療業務 ●消防・救急・治安または災害救助の業務 ●治山・治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務 ●強制執行または即時強制 ●学校業務・保育業務（全国市長会 学校災害賠償補償保険の対象となります。） ●予防接種業務（全国市長会 予防接種事故賠償補償保険の対象となります。） ●上・下水道業務 ●道路業務
社会福祉業務	児童福祉、介護保険事業、老人福祉、障害者福祉等に関する業務 等	
社会教育業務	各種講座、講習会、公民館・図書館の運営等に関する業務 等	
社会体育業務	市が主催・共催するスポーツ行事実施業務、市の体育指導員の指導業務 等	
その他の業務	その他市の行う業務や市の主催・共催行事 等	

(3) 対象となる生産物

市の所有、使用、管理している公共施設（下記に限定）で生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品

- 福祉施設および保養施設
- 放課後子どもプラン（学校管理下の場合を除きます。）
- 一時保育および学童保育

(4) 指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行かせた場合において法律上の賠償責任が発生した場合は、本保険の賠償責任保険の対象となります。なお、平成23年4月からは、「指定管理者に関する追加条項」を改正し、全ての指定管理者を被保険者とみなす扱いとなっています。ただし、指定管理者が独自に行う事業については、本保険の対象外となります。

(5) 一部事務組合や広域連合

市民総合保険における賠償責任保険では、市に発生した法律上の賠償責任を対象としますが、加入市が構成員となる一部事務組合や広域連合（市町村で構成されるものにかぎります。）が負う法律上の賠償責任も対象となります。保険料分担金は必要としません。

